

# 四半期報告書

(第12期第3四半期)

自 平成24年9月1日

至 平成24年11月30日

株式会社北の達人コーポレーション

札幌市北区北七条西一丁目1番地2

(E26549)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 2
- 2 事業の内容 ..... 2

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 3
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 3
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... 3

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 5
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 7
- (4) ライツプランの内容 ..... 7
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 7
- (6) 大株主の状況 ..... 8
- (7) 議決権の状況 ..... 8

#### 2 役員の状況 ..... 8

### 第4 経理の状況 ..... 9

#### 1 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表 ..... 10
- (2) 四半期損益計算書 ..... 11
- (3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 ..... 12

#### 2 その他 ..... 17

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 18

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成25年1月15日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）
【会社名】	株式会社北の達人コーポレーション
【英訳名】	Kitanotatsujin Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 勝寿
【本店の所在の場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 清水 重厚
【最寄りの連絡場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 清水 重厚
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期累計期間	第12期 第3四半期累計期間	第11期
会計期間	自平成23年3月1日 至平成23年11月30日	自平成24年3月1日 至平成24年11月30日	自平成23年3月1日 至平成24年2月29日
売上高（千円）	556,256	1,021,040	807,771
経常利益（千円）	79,008	194,049	141,864
四半期（当期）純利益（千円）	52,550	112,904	90,099
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—
資本金（千円）	47,000	73,771	47,000
発行済株式総数（株）	580,000	635,350	580,000
純資産額（千円）	314,317	506,862	351,866
総資産額（千円）	384,655	740,273	493,312
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	90.61	183.58	155.34
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	179.88	—
1株当たり配当額（円）	—	20	—
自己資本比率（%）	81.7	68.3	71.3
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	102	142,175	82,925
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	13,815	△2,713	12,513
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	—	31,764	△2,335
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 （千円）	201,055	451,467	280,241

回次	第11期 第3四半期会計期間	第12期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成23年9月1日 至平成23年11月30日	自平成24年9月1日 至平成24年11月30日
1株当たり四半期純利益金額（円）	35.39	67.86

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第11期及び第11期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 平成23年9月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第11期事業年度の期首に当該株式の株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等により緩やかながら回復基調にありましたが、長期化する円高の影響や新興国をはじめとする世界経済の景気減速等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

一方、Eコマース（電子商取引）業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及拡大に伴い、インターネットの利用が一層拡大し、Eコマース市場全体を押し上げております。

このような市場環境に鑑み、当社におきましては、市場拡大のチャンスは今後益々高まると判断し、スマートフォンやタブレット端末における利便性の向上や、激変する顧客ニーズへの対応等、今後も数多くのお客様にご利用いただけるサイトの構築に努めるとともに質的向上を図りました。

こうした経営環境の下、当社の主力商品である「カイトキオリゴ」と、第2の柱として急成長している「みんなの肌潤糖」の売上高は、これまで順調に推移しており、概ね計画どおりの売上を達成することができました。また、課題でありました「カイトキオリゴ」への売上依存度の高さ（平成24年2月期では85.2%）につきましても、直近の平成24年11月度単月では60.9%まで縮小され、順調に改善が進んでおります。そのほか、定期購入者数（人数ベース）につきましても、平成24年11月末日現在で、対前年同月比190.1%となり、定期購入売上による安定的な事業基盤の構築と拡大を図りました。これら定期購入売上の拡大は、広告販促費等が最小限で抑えられることから、収益性の向上に大きく貢献しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,021,040千円（前年同期比83.6%増）となりました。また、営業利益は204,860千円（同159.4%増）、経常利益は194,049千円（同145.6%増）、四半期純利益は112,904千円（同114.8%増）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

##### ① 資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は740,273千円となり、前事業年度末に比べ246,961千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が171,226千円、たな卸資産が56,056千円、売掛金が15,864千円増加したこと等によるものであります。

##### ② 負債

当第3四半期会計期間末における負債合計は233,410千円となり、前事業年度末に比べ91,965千円増加いたしました。これは主に未払金が24,064千円、買掛金が22,998千円、前受金が13,063千円、未払法人税等が11,677千円増加したこと等によるものであります。

##### ③ 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産合計は506,862千円となり、前事業年度末に比べ154,995千円増加いたしました。これは主に株式上場時の公募増資等により資本金及び資本剰余金が53,542千円、四半期純利益の計上等により利益剰余金が100,298千円増加したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ171,226千円増加し、451,467千円となりました。

当第3四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期累計期間において営業活動の結果増加した資金は、142,175千円（前年同四半期比142,073千円増）となりました。この主な要因は、税引前四半期純利益194,049千円、未払金の増加23,363千円、仕入債務の増加22,998千円、前受金の増加13,063千円が生じた一方で、たな卸資産の増加56,056千円、売上債権の増加15,864千円及び法人税等の支払額75,314千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期累計期間において投資活動の結果減少した資金は、2,713千円（前年同期は13,815千円の増加）となりました。この要因は、有形固定資産の取得2,072千円、無形固定資産の取得641千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期累計期間において財務活動の結果増加した資金は、31,764千円（前事業年度は増減なし）となりました。この主な要因は、株式の発行による収入48,405千円が生じた一方で、配当金の支払額12,054千円、株式公開費用の支出8,684千円が生じたこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成24年11月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年1月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	635,350	635,350	札幌証券取引所 (アンビシャス市場)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
計	635,350	635,350	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年9月28日
新株予約権の数 (個)	440
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	44,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,690 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成24年10月16日 至 平成34年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,690 資本組入額 1,345 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,800円で有償発行しております。

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権

のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から、上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、以下の(a)に掲げる条件を満たした場合、及び、(b)(c)に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期及び平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が200百万円を下回らないこと。
  - (b) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。
  - (c) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が本新株予約権の行使価額（但し、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の120%を超過している場合にのみ、権利行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を



要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成24年9月1日～ 平成24年11月30日 (注)	5,000	635,350	1,375	73,771	1,375	53,771

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 630,100	6,301	—
単元未満株式（注）	普通株式 250	—	—
発行済株式総数	630,350	—	—
総株主の議決権	—	6,301	—

（注）単元未満株式には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、清明監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	280,241	451,467
売掛金	60,232	76,096
製品	54,312	105,633
仕掛品	13,186	1,643
原材料及び貯蔵品	54,813	71,091
繰延税金資産	5,847	10,743
その他	9,223	6,774
貸倒引当金	△508	△1,367
流動資産合計	477,349	722,084
固定資産		
有形固定資産	5,673	6,786
無形固定資産	3,532	3,695
投資その他の資産	6,756	7,706
固定資産合計	15,963	18,189
資産合計	493,312	740,273
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	8,267	31,265
未払金	29,812	53,877
未払法人税等	43,450	55,128
未払消費税等	3,965	11,454
前受金	50,336	63,399
販売促進引当金	3,114	13,636
その他	2,498	4,647
流動負債合計	141,445	233,410
負債合計	141,445	233,410
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	47,000	73,771
資本剰余金	27,000	53,771
利益剰余金	277,866	378,165
自己株式	—	△77
株主資本合計	351,866	505,630
新株予約権	—	1,232
純資産合計	351,866	506,862
負債純資産合計	493,312	740,273

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
売上高	556,256	1,021,040
売上原価	113,378	261,146
売上総利益	442,877	759,894
販売費及び一般管理費	363,912	555,033
営業利益	78,965	204,860
営業外収益		
受取利息	0	1
受取負担金	113	—
広告料収入	105	—
受取弁済金	39	20
その他	144	52
営業外収益合計	403	74
営業外費用		
支払利息	73	—
株式交付費	—	2,194
株式公開費用	288	8,684
その他	—	5
営業外費用合計	361	10,884
経常利益	79,008	194,049
特別利益		
保険解約益	9,221	—
販売促進引当金戻入額	3,018	—
特別利益合計	12,239	—
特別損失		
事業所閉鎖損失	2,459	—
特別損失合計	2,459	—
税引前四半期純利益	88,788	194,049
法人税、住民税及び事業税	34,855	86,991
法人税等調整額	1,382	△5,846
法人税等合計	36,237	81,145
四半期純利益	52,550	112,904

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	88,788	194,049
減価償却費	1,759	1,586
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	112	859
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	△3,018	10,522
受取利息及び受取配当金	△0	△1
保険解約損益 (△は益)	△9,221	—
支払利息	73	—
事業所閉鎖損失	2,459	—
株式交付費	—	2,194
株式公開費用	288	8,684
売上債権の増減額 (△は増加)	△18,622	△15,864
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△44,113	△56,056
その他の資産の増減額 (△は増加)	△4,494	2,449
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,459	22,998
未払金の増減額 (△は減少)	9,288	23,363
前受金の増減額 (△は減少)	—	13,063
その他の負債の増減額 (△は減少)	△3,204	9,639
小計	32,552	217,488
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	△73	—
事業所閉鎖に伴う支出	△967	—
法人税等の支払額	△31,410	△75,314
営業活動によるキャッシュ・フロー	102	142,175
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,862	△2,072
無形固定資産の取得による支出	△529	△641
敷金の返還による収入	780	—
保証金の返還による収入	1,894	—
保険積立金の解約による収入	13,839	—
その他	△306	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,815	△2,713
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の発行による収入	—	1,232
ストックオプションの行使による収入	—	2,942
配当金の支払額	—	△12,054
株式の発行による収入	—	48,405
株式公開費用の支出	—	△8,684
自己株式の取得による支出	—	△77
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	31,764
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	13,918	171,226
現金及び現金同等物の期首残高	187,137	280,241
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 201,055	※ 451,467

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年11月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 201,055	現金及び預金勘定 451,467
現金及び現金同等物 201,055	現金及び現金同等物 451,467

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第3四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月28日 取締役会	普通株式	12,606	20	平成24年8月31日	平成24年11月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期会計期間末において資本金は73,771千円、資本剰余金は53,771千円となっております。これは平成24年5月29日の札幌証券取引所アンビシャス市場への上場にあたり、平成24年5月28日付で公募増資の払い込みを受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ25,300千円増加したこと、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ1,471千円増加したことによるものであります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

当社は、Eコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。



(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年11月30日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年11月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	90円61銭	183円58銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	52,550	112,904
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	52,550	112,904
普通株式の期中平均株式数 (株)	580,000	615,016
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	179円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	12,635
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	第 4 回新株予約権440個 なお、概要は第 3 「提出会社の状況」 1 「株式等の状況」 (2) 「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、前第 3 四半期累計期間は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 平成23年 9 月16日付で普通株式 1 株につき50株の株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間

(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日)

(株式の分割及び定款の一部変更)

当社は、平成25年1月15日開催の取締役会において、株式の分割及び定款の一部変更について以下のとおり決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割により、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年2月8日(金曜日)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	635,350株
②今回の分割により増加する株式数	1,906,050株
③株式分割後の発行済株式総数	2,541,400株
④株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

(注) なお、株式分割後の当社発行済株式総数は、平成25年1月14日現在の発行済株式総数を基準として算出しており、それ以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は考慮しておりません。

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成25年1月24日(木曜日)
②基準日	平成25年2月8日(金曜日)
③効力発生日	平成25年2月9日(土曜日)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値は以下のとおりです。

前第3四半期累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)

1株当たり四半期純利益金額	22.65円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

当第3四半期累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)

1株当たり四半期純利益金額	45.89円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	44.97円

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成25年2月9日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

現行定款 : (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000,000株とする。

変更後定款 : (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成25年2月9日

## 2 【その他】

平成24年9月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………12,606千円

(ロ) 1株当たりの金額……………20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成24年11月8日

(注) 平成24年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年1月15日

株式会社北の達人コーポレーション

取締役会 御中

清明監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 島貫 幸治 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 貴之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北の達人コーポレーションの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北の達人コーポレーションの平成24年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。